

改定前	改定後
<p><b>3 本サービスの申込</b></p> <p>(5) ValueDoorID の取得</p> <p>本サービスの利用にあたり、契約者は ValueDoor の申込みにより、ValueDoor にて提供するサービスを利用するための利用者 ID (以下「利用者 ID」といいます) および、利用者 ID の利用可能サービス制限等を行う管理専用 ID (以下「管理専用 ID」といいます) を取得する必要があります。利用者 ID および管理専用 ID 毎に、認証種類(ValueDoor 利用規定に定めるパスワード認証、電子認証、IC カード認証のいずれか)を選択することができますが、認証種類によっては本サービスの一部を利用できない場合があります、また、当行より ID 発行を拒否する場合があります。</p> <p>なお、本規定に「管理専用 ID」と記載のある場合については、特に定めのない限り、ValueDoor 利用規定に定める管理専用 ID (副)を含むものとします。</p>	<p><b>3 本サービスの申込</b></p> <p>(5) ValueDoorID の取得</p> <p>本サービスの利用にあたり、契約者は ValueDoor の申込みにより、ValueDoor にて提供するサービスを利用するための利用者 ID (以下「利用者 ID」といいます) および、利用者 ID の利用可能サービス制限等を行う管理専用 ID (以下「管理専用 ID」といいます) を取得する必要があります。利用者 ID および管理専用 ID 毎に、認証種類(ValueDoor 利用規定に定めるパスワード認証、電子認証、IC カード認証のいずれか)を選択することができますが、認証種類によっては本サービスの一部を利用できない場合があります、また、当行より ID 発行を拒否する場合があります。</p> <p>なお、本規定に「管理専用 ID」と記載のある場合については、特に定めのない限り、ValueDoor 利用規定に定める管理専用 ID (副)を含むものとします。また、本規定に「利用者 ID」と記載のある場合については、特に定めのない限り、ValueDoor 利用規定第 6 条(5)に基づき当行所定の方法により本サービスの利用権限を付与された管理専用 ID および管理専用 ID (副)を含むものとします。</p>